

横浜市瀬谷区総合庁舎及びニッ橋公園整備事業
要求水準書(案)に関する意見等への回答

平成19年4月23日

横浜市

横浜市瀬谷区総合庁舎及び二ツ橋公園整備事業要求水準書(案)に関する意見等への回答

No	書類名	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	意見等の内容	回答
1	要求水準書 (案)	41	7	4						各種申請業務	各種申請業務についての申請時期がそれぞれ記載してありますが、その期間に申請を完了させるためには、事業者が事前に横浜市担当部局とある程度協議する必要があります。第一次提案書においても将来的に許認可を得ることができるプランを提案する必要がありますと考えますので、第一次提案書提出の時期を入札広告の時期から現状より多くとっていただきますようお願い申し上げます。	ご意見として承ります。
2	要求水準書 (案)	84	13	2	(4)	②	イ			インターネットによる空室状況公開について	市や区の他の施設とまとめて運営したほうが効率的で、なおかつ利用者から見て利便性が高いと思われます。	ご意見として承りますが、他の施設とまとめて運営することは想定していません。
3	要求水準書 (案)	86	13	2	(4)	②	ク	(イ)		広報活動について	広報宣伝の方法によって広告宣伝費の多寡にバラツキがあるため、入札価格に大きく影響することが予想されます。一定の目安額を設定するか、逆に広告宣伝内容を限定していたほうが、参入しやすくなると思います。	広報活動は、施設のPRと情報提供を目的に実施するものです。営業活動による利用促進等を考慮し、提案して下さい。